

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) J T B	代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎	東京都品川区 東品川 2-3-11	令和6年6月5日から 令和6年12月4日まで (6月)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する物品の売買等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北、名鉄観光サービス(株)、(株) J T B及び近畿日本ツーリスト(株)の5社は、令和4年4月1日以降、各社の支店長級の者が電話連絡等の方法により協議を重ね、同月6日、各社の支店長級の者が電子メールで連絡する方法により、特定移送業務について

ア 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること

イ 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託すること

を合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして近畿日本ツーリスト(株)を除く4社は公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

上記が、準用する安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第2第4号イに該当する。なお、指名停止措置の期間は6月とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱  
別表第2 第4号イ

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 次に掲げる建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 イ 市外における建設工事等	6月以上24月以内